

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年4月23日

【会社名】 新都ホールディングス株式会社

【英訳名】 SHINTO Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鄧 明輝

【本店の所在の場所】 東京都豊島区北大塚三丁目34番1号

【電話番号】 03-5980-7002

【事務連絡者氏名】 取締役 半田 紗弥

【最寄りの連絡場所】 東京都豊島区北大塚三丁目34番1号

【電話番号】 03-5980-7002

【事務連絡者氏名】 取締役 半田 紗弥

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当 11,693,250円  
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額  
645,727,250円  
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、2019年4月22日に臨時報告書を提出したことに伴い、2019年4月1日付をもって提出した有価証券届出書の「第三部 追完情報」に当該臨時報告書を追加し、また、当該有価証券届出書「第一部 証券情報」の記載に誤りがありましたので、これを訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 3 発行条件に関する事項

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

##### 4 大規模な第三者割当に関する事項

##### 6 大規模な第三者割当の必要性

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

### 第三部【追完情報】

#### 2. 臨時報告書の提出

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部 証券情報

#### 第3 第三者割当の場合の特記事項

##### 3 発行条件に関する事項

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

<訂正前>

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は5,197,000株(議決権51,970個)であり、2019年1月31日現在の当社発行済株式総数13,837,000株及び議決権数137,780個を分母とする希薄化率は37.56%(議決権ベースの希薄化率は37.72%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

<訂正後>

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数を合算した株式数は5,197,000株(議決権51,970個)であり、2019年1月31日現在の当社発行済株式総数13,837,000株及び議決権数137,782個を分母とする希薄化率は37.56%(議決権ベースの希薄化率は37.72%)に相当します。そのため、本新株予約権の発行により、当社普通株式に一定程度の希薄化が生じることになります。

#### 4 大規模な第三者割当に関する事項

<訂正前>

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数5,197,000株(議決権51,970個)は、2019年1月31日現在の当社発行済株式総数13,837,000株に対し37.56%(同日現在の当社議決権数137,780個に対しては37.72%)に相当し、希薄化率が25%以上となることから、今回の第三者割当による本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当致します。

<訂正後>

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数5,197,000株(議決権51,970個)は、2019年1月31日現在の当社発行済株式総数13,837,000株に対し37.56%(同日現在の当社議決権数137,782個に対しては37.72%)に相当し、希薄化率が25%以上となることから、今回の第三者割当による本新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当致します。

## 6 大規模な第三者割当の必要性

### (2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

#### <訂正前>

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の発行数は5,197,000株(議決権数51,970個)であり、2019年1月31日現在の当社の発行済株式総数株13,837,000株(議決権数137,780個)に対して、37.56%の割合(議決権数における割合で37.72%)で希薄化が生じることとなります。

#### <訂正後>

本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式の発行数は5,197,000株(議決権数51,970個)であり、2019年1月31日現在の当社の発行済株式総数株13,837,000株(議決権数137,782個)に対して、37.56%の割合(議決権数における割合で37.72%)で希薄化が生じることとなります。

## 第三部 追完情報

### 2. 臨時報告書の提出

#### <訂正前>

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第34期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2019年4月1日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しており、その報告内容は下記のとおりであります。

中略

#### <訂正後>

以下のとおり差し替え

下記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第34期)の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(2019年4月23日)までの間において、下記の臨時報告書を追加提出しており、その報告内容は下記のとおりであります。

中略

(2019年4月22日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

#### 2 報告内容

##### (1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

退任する監査公認会計士等の名称

監査法人元和

就任する一時会計監査人(候補者)の概要

フロンティア監査法人

##### (2) 異動の年月日

平成31年4月26日(第35回定時株主総会開催日)

(\*平成31年4月26日は現監査法人元和退任日であります。一時会計監査人は2019年5月10日に選任する予定をしております。)

##### (3) 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日

平成30年4月25日(2018年4月25日)(当社第34回定時株主総会開催日)

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

(5) 異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である監査法人元和は、平成31年4月26日（2019年4月26日）開催予定の第35回定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

当社は、第35期の期中（2018年12月）から決算・財務報告プロセスに係る内部統制上の改善すべき点を現任会計監査人から指摘されており、業務改善及び当社グループマネジメントの強化等に取り組んでまいりました。しかし、第35期の期末監査及び現在進行中の内部統制評価手続において、近時の事業統廃合や組織再編に起因して当社内部の関連部署間の情報伝達・情報連携が不十分である点や、適切な経理・決算業務のために必要かつ十分な専門知識を有した社内の人材が不足している点に関して、現任会計監査人側から当該内部統制上の改善が不十分であるとの指摘を受けました。このため現任会計監査人側から第36期の監査契約の更新を差し控えたい旨の打診を受けておりましたが、本日付で正式に監査契約を更新しない旨の通知を受領いたしましたので、本日の発表に至りました。

これに伴い第36期（平成31（2019）年2月1日から2020年1月31日まで）の第1四半期レビューを早期に開始し、適正な監査業務が継続される体制を維持するため、当社は複数の監査法人を新たな会計監査人の候補対象者として検討しましたところ、当社が会計監査人に求める独立性、専門性、監査活動の適切性を具備し、当社の事業活動を一元的に監査する体制を有していることなどを総合的に勘案した結果、フロンティア監査法人が適任と判断し、第36期の一時会計監査人候補者といたしました。なおフロンティア監査法人からは、日本公認会計士協会監査基準委員会の監査基準委員会報告書900「監査人の交代」（平成23年12月22日制定、最終改正平成27年5月29日）に定められた手続を適式に経ることを条件として、一時会計監査人に就任することの承諾を得ております。

上記の状況を踏まえ、当社監査役会による後任の一時会計監査人の正式な選任は2019年5月10日の予定であり、その後に監査契約を締結する予定であります。

また、退任にあたり監査法人元和からは、監査業務の引継ぎについての協力を得ることができる旨の確約いただいております。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。